

議案第69号

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月5日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(平成30年備前市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条中「50キロワット」を「10キロワット」に改める。

第12条第3項中「第11条」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の翌日以後に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第4項による経済産業大臣の認定(以下この項及び次項において「経済産業大臣の認定」という。)を受けた事業等に適用し、施行日以前に経済産業大臣の認定を受けた事業等

(次項の事業等を除く。)については、なお従前の例による。

- 3 施行日以前に経済産業大臣の認定を受けた事業等のうち、施行日以後に太陽光発電設備を設置する工事に着手する事業等であって、新たに新条例第6条の要件を満たすものについては、新条例第7条及び第8条の要件を満たしているものとみなす。この場合において、新条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「当該工事に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

議案第69号参考資料

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(適用範囲)</p> <p>第6条 この条例の規定は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する事業等(実質的に同一の事業主が、同時期若しくは近接した時期に、実質的に同一と認められる場所で、複数の太陽光発電設備を設置する事業等であって、当該総発電出力が10キロワット以上となるもの又は既に完了している事業等若しくは施工中の事業等の太陽光発電設備の変更等を行う事業等であって、当該変更後の発電出力が10キロワット以上となるものを含む。)に適用する。ただし、建築物に太陽光発電設備を設置する場合を除く。</p> <p>(事業の変更等の届出)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により事業等の変更を届け出るとき、又は前項の規定により事業等の再開を届け出るときは、第7条から前条までの規定を準用する。ただし、市長が認めるときは、手続の一部を省略することができる。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第6条 この条例の規定は、発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備を設置する事業等(実質的に同一の事業主が、同時期若しくは近接した時期に、実質的に同一と認められる場所で、複数の太陽光発電設備を設置する事業等であって、当該総発電出力が50キロワット以上となるもの又は既に完了している事業等若しくは施工中の事業等の太陽光発電設備の変更等を行う事業等であって、当該変更後の発電出力が50キロワット以上となるものを含む。)に適用する。ただし、建築物に太陽光発電設備を設置する場合を除く。</p> <p>(事業の変更等の届出)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により事業等の変更を届け出るとき、又は前項の規定により事業等の再開を届け出るときは、第7条から第11条までの規定を準用する。ただし、市長が認めるときは、手続の一部を省略することができる。</p>